

社会福祉法人長福会 役員報酬規程

本規定は、社会福祉法人長福会(以下「当法人」という)定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員の報酬等について定めるものとする。

第1条(常勤役員に対する報酬)

常勤役員(常勤役員とは毎月定期的に業務執行する役員をいう。但し、当法人職員との兼務理事については除く)については、月額総額80万円を上限として報酬を支給する。

第2条(非常勤役員に対する報酬)

非常勤役員については、下記のとおり報酬を支給する。

記

(1) 評議員

- ・評議員会への出席(日額) 15,000円
- ・上記の他、業務のための出勤(日額) 15,000円

(2) 理事

- ・理事会への出席(日額) 15,000円
- ・上記の他、業務のための出勤(日額) 15,000円

(3) 監事

- ・理事会・評議員会への出席(日額) 15,000円
- ・業務監査(日額) 15,000円
- ・会計監査(日額) 15,000円
- ・上記の他、業務のための出勤(日額) 15,000円

第3条(兼務理事に対する報酬)

兼務理事については、役員報酬は支給しないが、理事会等に出席の場合には日額5,000円を支給する。

第4条(役員報酬の支給方法)

- (1) 常勤役員に対する報酬等は、毎月末日に支給する。但し、その日が休日に当たるときは職員給与規定第6条第2項に準じた日とする。
- (2) 非常勤役員に対する報酬は、発生の都度、支給する。

第5条(役員の就任・退任)

- (1) 新たに常勤役員に就任した者には、就任月から報酬を支給する。
- (2) 常勤役員が退任し、又は解任された場合は、当月までの報酬を支給する。

第6条(公表)

当法人は、この規定をもって、社会福祉法59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

第7条(改廃)

この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

第8条(補則)

この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

付則 この規定は、令和4年4月1日以降、効力を有する。